

東北公益文科大学地域共創センター規程

制定：平成19年6月27日

(設置)

第1条 東北公益文科大学(以下「本学」という。)に東北公益文科大学地域共創センター(以下「共創センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 共創センターは、大学の教育研究の成果を地域に活かしながら、大学の教職員及び学生と市民との連携による公益的な活動又は事業を推進し、それらの成果を広く学内外に発信することにより、「地域と協働・共創する大学まちづくり」の総合的な展開を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 共創センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域との協働・共創による公益活動、公益事業及び公益研究(以下「公益活動等」という。)の
実践
- (2) 地域における公益活動等に対する相談、助言その他の支援
- (3) 地域における公益活動等に関する調査・研究
- (4) 前3号の具体化のための研究会、講演会、シンポジウム、公開講座、個別課題研究、その他の事業
- (5) 地域における公益活動等に関する情報・資料の収集、保存、公開及び発信
- (6) 市民等に対する大学施設の貸し出し

(構成)

第4条 共創センターに次の職を置く。

- (1) 共創センター長
 - (2) 副共創センター長
 - (3) 事務長及び事務職員
- 2 共創センター長は、共創センターの管理・運営を統括する。
- 3 副共創センター学長は、共創センター長を補佐し、共創センター長に事故があるときは共創センター長の職務を代行する。
- 4 副共創センター長は、専任の教育職員の中から、共創センター長が指名する。
- 5 事務長は、一般職員の中から理事長が指名する。

(センター委員会)

第5条 共創センターに、共創センター運営委員会(以下「センター委員会」という。)を置き、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 講演会、シンポジウム等企画イベントの実施に関する事項
 - (3) 共創センターの広報に関する事項
 - (4) その他共創センターの運営に関する事項
- 2 センター委員会は次に掲げる者を委員とし、構成する。
- (1) 共創センター長及び副共創センター長
 - (2) 専任の教育職員の中から学長が指名する者
 - (3) 一般職員の中から理事長が指名する者
 - (4) 本学の学生の中からセンター委員会の意見を聞いて共創センター長が委嘱する者
- 3 共創センター長は、センター委員会の意見を聞いて、必要と認める場合は、前項各号の職以

外の者を、学外委員として委嘱することができる。学外委員の選考、委嘱等について必要な事項は別に定める。

- 4 第2項から第4項の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 センター委員会に委員長を置くものとし、学長がセンター委員会の専任に基づき、任命するものとする。
- 6 センター委員会に必要に応じ副委員長を置くことができることとし、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 7 センター委員会は必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

(報告)

第6条 共創センター長は、必要に応じ、センター委員会の審議及び共創センターの活動状況を理事会及び教授会に報告するものとする。

- 2 共創センター長は、毎年1回以上、センター事業の成果を公表しなければならない。

(共創センター事務室)

第7条 共創センターに事務室を置き、事務長及び事務職員を配置する。

- 2 事務職員は共創センターに関する事務を行い、事務長はこれを統括する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、共創センターの運営に関し必要な事項は、センター委員会で審議し、共創センター長が定める。

附 則 (平成19年6月27日)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。